

生活科学 センター だより

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



モバイル通信契約 必要かどうかよく考えて

〔相談〕

「光回線を利用しているか」と電話があり、利用していると答えると、「通話料とインターネットの通信料が月8千円以上かかっていると思うが電話回線を変更すれば2千円は安くなる」と説明があり、契約した。3日前に携帯電話のような機器が届いた。どうやら無線で利用するようだがそのような説明は一切なかった。以前、地形的に無線機器の利用は難しいと言われたことがあり契約するつもりはない。クーリング・オフできるだろうか。

(50歳代女性)

〔処理〕

通信サービスは特定商取引法が適用されないので、電話勧誘であってもクーリング・オフはできません。

当センターで同封の書類を確認すると、機器到着後、8日以内に代理店に連絡すれば契約の取消しができる

と書いてあったので、電話をしましたが、ところが、今日を含め9日間も休みだと音声案内が流れ、代理店に連絡がつかないため、通信事業者に連絡して機器の返送先と契約の取消しを求めました。

相談者には、解約通知のはがきを送るよう助言しました。

〔アドバイス〕

相談者は回線を変えるだけと理解していたようですが、実際は電話回線とは全く別のモバイルデータ通信の申込みで、代理店の説明不足だと思われました。

通信サービスを規制する電気通信事業法では、提供条件

の電話による説明の後、遅滞なく書面交付が必要とされています。契約内容やサービス内容が複雑な場合が多いので、自分の利用目的に合った商品サービスであるかを見極める必要があります。

原則として、契約は口頭でも成立するので、家族や周囲の人に相談するなどして十分検討し、あいまいな返事をせず、不要な場合は、はっきりと断りましょう。

〔モバイル通信って何?〕

外でも移動中でもインターネットでできる環境のことです。

モバイルとは英語で「移動できる、持ち運べる」という意味で、モバイル通信とは、ケーブルを使わず電波を利用した通信サービスで、通信可能エリア内のさまざまな場所でインターネットができます。しかし、利用するには通信機器が必要で、利用方法や料金形態が複雑な場合が少なくありません。

従来の携帯電話もモバイル通信のひとつです。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ

(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火、金曜日
9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

民生委員・児童委員及び 主任児童委員が改選

民生委員・児童委員及び主任児童委員が任期満了により全国一斉に改選されました。平成25年12月1日から平成28年11月30日までの3年間、地域福祉の推進役として各地域で活動されます。

(健康福祉課)

担当区	氏名
駅前	福島正美
駅前	林和信子
福田	大杉豊子
福田	山下慎一
福田	北山和代
田口	城井佐知子
板坂	五十嵐直子
桜	世良良紀子
長野	川端日出子
神谷	藤井和子
西谷	大畑久美
西治	上西佐代子
西治	藤原穂子
高橋	水谷正美

主任児童委員

(H25.12.1～H28.11.30)

担当区	氏名
田原校区	鈴木和美
八千種校区	岡本真紀子
福崎・高崎校区	小國整子

福崎町民生委員・児童委員

(H25.12.1～H28.11.30)

(敬称略)

担当区	氏名
長目	赤松香南枝
中島	松岡隆子
上中島	北美智代
西光寺	田中初美
西光寺	塚本溢美
西光寺	末平守
八反田	多田多美子
吉田	横野光代
西野	藤井由起子
井ノ口	諫山繁幸
北野	埴岡國利
辻川	鈴木まき子
辻川	釜坂真理子
田尻	梶原美由紀
田尻	多田八千代
大門	三輪正和
大門	清水道博
加治谷・龜坪	埴岡照子

担当区	氏名
南大貫	尾上定信
東大貫	鎌谷幸子
西大貫	吉識秋光
余田	牛尾春美
小倉	青山英美
庄	馬淵孝彦
庄	細尾佐智子
鍛冶屋	上田恵
新町	鬼本智
新町	志水和一子
新町	田中一郎
馬田	森藤眞由美
馬田	松岡隆實
馬田	長田さつ子
山崎	安田通代
山崎	松本昭仁
山崎	三木良子
駅前	藤村恵子

私の夢

町長
嶋田正義

今年のイングリッシュフェスティバルで「I have a dream」と題する長い文章の見事な暗唱を聴きました。私にも夢があります。日本の「平和立国、教育立国」が私の夢です。

いま日本では、現憲法下で進めてきた民主主義・平和主義・基本的人権の尊重の趣旨を大きく変え、軍隊を持ち、アメリカの指揮下に入り、世界各国に軍事展開できる国になろうとしているように見えます。

この動きは、憲法を守り、その精神を町政に生かし、安全安心のまちづくりを進めようとする私にとっては、大変心配な動きです。

城だけがぼつんと残り焼野原になった姫路の街が今のような繁栄した姿になることなど、想像もできませんでした。

復興の要因は、戦争に巻き込まれず、一人ひとりが国政の主人公として尊重され、一生懸命に働いたからだと思います。

この貴重な教訓は、日本



第9回イングリッシュフェスティバル
あいさつ(11月3日)

だけのものにせず、全世界に発信する大切な宝物です。戦争を仕掛けて、二度も原爆被害を受け、敗戦によって塗炭の苦しみを味わった日本こそ、戦争の愚かさや説き、平和が安全安心の国づくりの基礎であると提唱する資格があると思います。

幸い日本は経済大国であり、教育制度が確立し、技術水準も高い国です。国の予算で軍事関連の予算は5兆円を超えています。この予算を福祉教育に使うなら、かなりのことが実行できます。

さらに、海外からの留学生を受け入れ、教育・研究に励み、成果は公開を原則にしていけば、きっと日本は、世界から警戒されるのではなく、尊敬される国になると思います。

アドプト事業に取り組みませんか？

福崎町では、地域住民や企業の団体がボランティア活動を通じて自ら公共物（道路や公園）の清掃美化などの活動を行う「福崎町アドプト事業」を実施しています。

アドプトとは「養子にする」という意味です。地域のみなさんに育て親となってもらい、美しいまちづくりをめざすものです。

みなさんの参加をお待ちしています。

問い合わせ先 地域振興課（内線392）

私たちアドプト事業に参加しています 余田アドプト事業推進グループ

私たち「こすもすの会」は、八千種地区の町道脇に手作りのプランターを設置して、年に2回の花の植え替えと管理、2か月に1回の余田地区内の道路や水路脇のごみ・缶拾いを実施し、景観をよくする取り組みをしています。プランター近くに水源がないため、夏場の水やりにも苦



労していますが、きれいな花を観たり、美化活動をするたびにごみ・缶が減っていくのがうれしいです。

高齢者福祉・介護保険事業計画、 介護予防事業対象者把握に関する アンケートにご協力を

平成12年度から始まった介護保険制度は、3年ごとに制度や保険料の見直しを行い、要介護者を社会全体で支える仕組みとして定着してきています。

このたび、平成27年度4月から始まる新しい「第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定と平成26年度に実施する介護予防事業の対象者把握のためのアンケート(実態把握)調査を行います。

福崎町の高齢者福祉サービスの向上、介護保険の健全な運営のためにできるだけ多くの方のご意見を反映させたいと思いますので、ご協力をお願いします。



調査対象者 65歳以上の方

(平成25年11月1日現在)

配布日 1月10日(金)から郵送

回収日 1月24日(金)まで

返信用封筒に入れて返送してください。

問い合わせ先 介護保険係(内線353)

地域包括支援センター(内線358)

行事予定(12月21日～1月8日)

- おはなし会
12月21日(土)
クリスマス会にて
- 子ども映画会
「世界名作劇場
ナンとジョー先生(後編)」
12月21日(土)
14:00～
- えほんのじかん
1月8日(水)
11:00～

年末年始休館のお知らせ 12月28日(土)～1月3日(金)

*12月14日～27日は
20冊・4週間の貸出しになります。



書き初め練習会 要申込

日時 12月26日(木) 10:30～
 場所 メディアルーム
 持ち物 習字道具
 汚れてもいい服で来てください



お正月あそび 申込不要

日時 1月5日(日) 10:30～12:00
 図書館でお正月あそびをしましょう。



新 着 図 書

八千種研修センター 図書室
 ☎22-1564
 一般書10冊 児童書3冊
 「ホテルローヤル」 桜木 紫乃
 「ファミレス」 重松 清

第6回吉識雅夫科学賞と 子ども科学展のお知らせ

福崎町名誉町民である吉識雅夫の顕彰を図るとともに、子どもたちの自然科学に対する興味、関心、意欲を高めることを目的に、優れた研究、観察、制作を行った町内小中学生に対して吉識雅夫科学賞を贈っています。

受賞作品を子ども科学展で展示していますので、どうぞご覧ください。

期 間 12月7日～22日(図書館の休館日を除く)
 10:00～(図書館の開館時間)

場 所 図書館

～保育所入所児童の保護者のみなさんへ～ 多子世帯保育料軽減制度の案内

子育て家庭の支援を通じて、子どもを生きやすい環境づくりを推進するため、保育所入所児童の保育料の一部を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図る制度が本年度も兵庫県で実施されます。この制度を受け、福崎町では対象世帯に軽減額を助成します。

<助成対象世帯>

同一世帯で18歳未満の子どもが3人以上いて、かつ第3子以降の子どもが現在保育所に通っている世帯

18歳未満の子どもとは、平成7年4月2日以降生まれの子どもです。ただし、結婚や就職等により該当しない場合もあります。

<所得要件>

世帯の前年の所得税合計額が96,600円以下の世帯
 福崎町の保育料徴収基準額表で第2階層から第4階層に該当し、保育料が次の世帯

- ・3歳未満で30,000円以下
- ・3歳以上で27,000円以下

<助成する金額>

月額5,000円を超える保育料に対して
 3歳未満児は、月額5,500円を限度
 3歳以上児は、月額4,000円を限度
 保育料が月額5,000円以下の場合は助成対象外
 年齢は平成25年3月31日現在

該当者には1月に申請書を提出していただき、3月までの保育料納付が確認できた後、3月末に軽減額を助成します。

平成26年1月1日から 延滞金の計算方法が変わります

納期限までに税金を完納されない場合に課される延滞金について、計算方法の見直しが行われました。平成26年1月1日以降の延滞金について適用されます。

変更前：平成25年12月31日まで

納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間

税額×年4.3%(1)×延滞日数 / 365日

納期限後1か月を経過した期間

税額×年14.6%×延滞日数 / 365日

(1) 延滞金の割合は、「各年の前年の11月30日における日本銀行法第15条第1項1号の規定による商業手形の基準割引率+4%」または「7.3%」のうちいずれか低い割合が適用されています。

延滞金の割合の変更内容

	本則 (3)	現行の特例 (H25.12.31まで) (4)	平成25年中の 延滞金の割合	改正後の特例 (H26.1.1以降)	平成26年中の 延滞金の割合 (5)
納期限後 1か月以内	7.3%	商業手形の基準 割引率+4.0%	4.3%	特例基準割合 +1.0%	2.9%
納期限後 1か月を経過	14.6%	なし	14.6%	特例基準割合 +7.3%	9.2%

変更後：平成26年1月1日から

納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間

税額×(特例基準割合(2)+1.0%)×延滞日数 / 365日

納期限後1か月を経過した期間

税額×(特例基準割合(2)+7.3%)×延滞日数 / 365日

(2) 特例基準割合とは、国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均の割合として各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合をいいます。

(3) 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

(4) 現行の特例は平成12年1月1日～平成25年12月31日の延滞金に適用します。

(5) 平成26年中の特例基準割合は「1.9%」の見込みです。

問い合わせ先

税務課 収納係 (内線342・343)

個人住民税の均等割の税率引上げ

平成23年度改正 平成26年度から実施

東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人住民税の均等割の税率が年額1,000円(県民税500円、市町村民税500円)引き上げられます。引上げ分の税収は、津波インフラ整備事業、地震対策インフラ整備事業、風水害対策緊急整備等の財源に充当されます。

	平成25年度分まで			平成26年度分から		
	標準税率	超過課税 (県民緑税)	計	標準税率	超過課税 (県民緑税)	計
県民税	1,000円	800円	1,800円	1,500円	800円	2,300円
市町村民税	3,000円	-	3,000円	3,500円	-	3,500円

問い合わせ先 税務課 住民税係 (内線345)

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大

個人の白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に記載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。